令和5年(2023年)8月1日 第1回横須賀市保健医療対策協議会 資料3

「横須賀市健康増進計画(第4次)」、「横須賀市食育推進計画(第3次)」及び 「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画(第2次)」の計画策定に係る 諮問の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の目的

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現するため、「健康増進法第8条第2項」、「食育基本法第18条」及び「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例第8条」の規定に基づき、本計画を策定します。

2 現計画の概要

- (1) 計画の構成
 - ①市町村健康増進計画となる「横須賀市健康増進計画(第3次)」(健康増進法第8条第 2項)
 - ②市町村食育推進計画となる「横須賀市食育推進計画(第2次)」(食育基本法第18条) ⇒健康と食育は切り離せないことから、両計画を「健康・食育推進プランよこすか」 としてまとめました。
 - ③「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画」(横須賀市歯及び口腔の健康づくり推 進条例第8条)
- (2) 計画の体系
- 第1章 計画の策定にあたって(計画の理念・経緯と趣旨・位置づけ・期間)
- 第2章 横須賀市の健康をとりまく現状と課題(人口動態・市民アンケート 結果・課題)
- 第3章 重点目標及び具体的取り組み(めざすべき方向性・計画の体系・ライフステージ別の取り組み・分野別の取り組み・目標値一覧)
- 第4章 計画の推進に向けて(計画の進行管理と評価)

3 新計画策定の概要

現計画の「健康・食育推進プランよこすか」は、令和5年度で11年目を迎え、最終年度となっております。次期計画では、横須賀市基本構想・基本計画であるYOKOSUKAビジョン2030を実現するため、「横須賀市健康増進計画(第4次)」、「横須賀市食育推進計画(第3次)」及び「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画(第2次)」を一本化し、「(仮称)健康推進プランよこすか」として策定を行います。

4 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)までの12年間を計画期間とします。

令和 5 (2023	5 年度 年度)	6 年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)				
横須賀市健原	東増進計画									
横須賀市食	育推進計画	(仮称)健康推進プランよこすか								
歯及び口脳づくり推進	>									
11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度				
(2029年度)	(2030年度)	(2031年度)	(2032年度)	(2033年度)	(2034年度)	(2035年度)				
(仮称)健康推進プランよこすか										
中間評価										

5 策定スケジュール(案)

	令和4年度		令和5年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健医療対策協議会															
諮問															
健康増進計画・															
食育推進専門部会							\cup			\cup					
市民アンケート	0														
庁内ワーキング						0	0								
パブリックコメント											0				
保健医療対策協議会 答申													0		
議会報告 市民公開															0